港区高校生世代等のひとりで過ごせる居場所づくり事業
開設準備及び運営業務委託事業候補者選考基準

１　基本的事項

港区高校生世代等のひとりで過ごせる居場所づくり事業開設準備及び運営業務委託事業候補者は、高校生世代等の見守りや相談業務等の豊富な実績とノウハウがあるとともに、仕様書の業務を履行できる適切な推進体制を確保し、意欲的に取り組む姿勢を有する事業者であることとします。

２　審査の実施方法

プロポーザルの審査を公正に行うため、港区高校生世代等のひとりで過ごせる居場所づくり事業開設準備及び運営業務委託事業候補者選考委員会を設置し、第一次審査及び第二次審査を実施します。審査は点数化して評価します。第一次審査及び第二次審査の結果を総合的に判断し、最も優れていると認められる１者を事業候補者として選考します。なお、当該事業者が辞退や参加資格要件を欠くなどした場合は、次点の事業者を事業候補者として選考します。

（１）第一次審査（書類審査）

参加資格条件を確認し、条件を満たしている事業者について、書類審査を実施します。なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。第二次審査に進む第一次審査合格者を２者程度決定します。

第一次審査結果は、令和８年６月１７日（水）（予定）に、提案書を提出した全ての事業者に文書で通知します。

（２）第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第一次審査で選考された事業者に対し、第一次審査用企画提案書に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを行います。なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。所要時間は、30分程度です（説明10分、質疑20分程度）。

第二次審査の際は、参加表明書で記載された担当者のほか、仕様書にある業務責任者（複数人いる場合はうち１名）も同席してください。その他、第二次審査に係る詳細な事項は、第一次審査通過事業者に別途通知します。

ア　実施日時

令和８年７月６日（月）予定

イ　実施場所

港区役所

ウ　結果通知

令和８年７月下旬に、第二次審査参加者全員に、文書で通知します。

エ　審査結果の公表

第一次審査及び二次審査の結果については、契約締結後、港区ホームページで公表します。なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。

3　評価項目及び評価視点

（１）第一次審査

主な評価項目	主な評価視点
同種又は類似事業の運営実績	・高校生世代等が利用する施設業務の実績を有しているか
基本理念	・運営の考え方及び基本方針は、実態調査や検討委員会報告書、国の「こどもの居場所づくりに関する指針」、日本版 DBS（こども性暴力防止法）等を踏まえ、適切に提案されているか ・青少年の健全育成及び児童福祉の向上について考え方は、本事業の特徴を踏まえ、適切に提案されているか
専門技術力（経験年数、実績）	・責任者(予定者)の高校生世代等が利用する施設における勤務実績 ・責任者として十分な実務経験、知識を備えているか
管理運営	・責任者及び職員の（配置数、常勤／非常勤の別）利用者数を考慮した適切な配置がされるか ・職員採用計画・人材育成方針 ・職員定着のための考え方、具体的取組 ・欠勤、欠員対応への考え方
事業内容	・居場所の運営において雰囲気づくりのための工夫がされているか ・居場所事業における利用者に対する配慮がされているか ・利用登録の手順が適切か ・施錠及び入退室管理の方法が適切か ・利用者の入退室状況を把握する方法が適切か ・周知活動の方法が適切か ・食事の提供について食事内容、提供時間、アレルギーや食中毒対応及び衛生管理について具体的に考慮されているか ・物品の保管方法や貸出状況管理方法が適切か ・利用者からの相談受付及び対応方法が適切か ・利用者アセスメントについて具体的に考慮されているか ・多機関連携事業における利用者に対する配慮がされているか ・関係機関への情報提供方法、支援の協力及び関係

	性の構築についての考えが適切か
安全対策・危機管理	・事故などの未然防止策、事故及び災害発生時の対応、区や関係機関への報告や連絡体制についての考えが明確かつ適切か ・個人情報の適切な取り扱いがされるか
見積額	

（２）第二次審査

主な評価項目	主な評価視点
業務趣旨の理解	・区が本業務を実施する目的を理解できているか
提案の実現性	・提案内容は本業務の目的を達成することができる実現性が高いものとなっているか ・責任者(予定者)が本業務に必要な経験を十分に持ち、また経験を生かした業務の遂行が期待できるか
居場所づくりの工夫	・本事業を利用する様々な高校生世代等を十分に想定しており、適切な雰囲気づくりや関わり方が期待できるか
組織的対応力	・円滑な運営をしていく上で必要な組織力が期待できるか
安全対策・危機管理	・安全対策や危機管理についての考え方が適切であるか

※第一次審査及び第二次審査のそれぞれの満点の６０％を基準点（最低ライン）として設定しています。
※第一次審査と第二次審査の配点比率は、おおよそ２：１です。

４　地域貢献活動項目の評価と提出書類について

（１）区内事業者優遇

区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。

区内事業者が単独で参加したとき、又は、区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に代表企業が区内事業者であるとき、一次審査において、評価を優遇します。

共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、または、やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、加点対象となりません。

■ 共同の方法：複数事業者による共同事業体の結成

■ 共同事業体を構成する(代表企業ではない)構成員のみ区内事業者であった場合、また、区外事業者のみで参加申請する場合：区内事業者優遇措置（事務局採点項目の配点５％加点）の対象となりません。

共同事業体を結成し、参加申請する場合、適切な共同事業体の名称を設定の上、代表事業者を定め、単独で参加申請するために必要な提出書類に加え、次の書類を提出してください。

共同事業体を構成する全ての事業者が別に示す参加資格に該当することが必要です。代表事業者及び構成事業者の変更は原則として認めません。

（１）共同事業体構成書

（２）共同事業体協定書兼委任状

（３）委任状（代理人が契約権限を有する場合のみ）

なお、虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

【区内事業者として扱う事業者】

・登記簿上、区内に本店を置き、営業する事業者（「港区の競争入札参加資格登録」を参加資格要件としない場合、入札参加資格登録の有無は問わずに区内事業者として扱うことが可能。）

・港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成 25 年 3 月 14 日港総契第 2801 号）に該当し、区の認定を受けている区内事業者

（登記簿上の本店所在地は区外に置いているが､事実上の本店所在地を区内に置き営業を行う事業者、または、区内に契約権限を有する代理人を設置し、支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者）

【区内事業者として扱わない事業者の例】

支店①は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成 25 年 3 月 14 日港総契第 2801 号）で定める区内事業者として認定されているが、港区内に所在地を置かない本店又は支店②として申込みがあった場合（共同事業体の構成員である場合も含む）

（２）ワーク・ライフ・バランス推進の評価

港区では、企業のワーク・ライフ・バランスのより一層の推進を図るため､「ワーク・ライフ・バランス推進」を、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

複数の認定を受けている場合には、いずれかについて評価対象とします。なお、小数点以下は切上げとします。

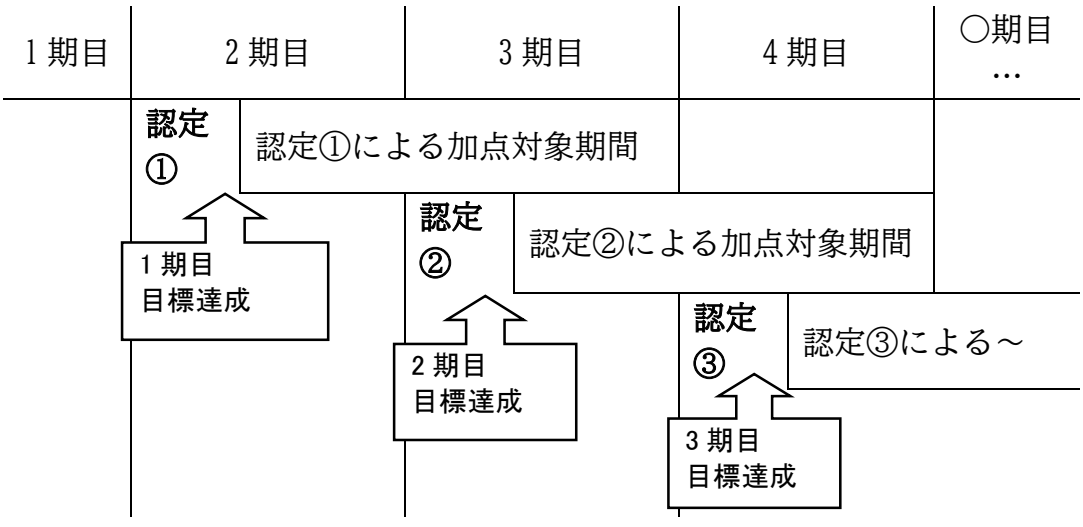
評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
港区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し

東京都（産業労働局）が認定する「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として認定（トライくるみん認定・くるみん認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、くるみん認定日における行動計画又はその次期行動計画の期間内であること（下記図参照）	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の次世代育成法に基づく一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる書類写し等
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「女性活躍推進企業」として認定（えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、認定日における行動計画期間内であり、適切に情報公表を行っていること	認定通知書等の写し及びプロポーザル参加申請日現在の一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる認定申請書類写し等
国（厚生労働省）が「女性活躍推進企業」として評価する「えるぼし認定（または、プラチナえるぼし認定）」を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、認定日における行動計画期間内であり、適切に情報公表を行っていること	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できるえるぼし認定申請書類写し等

図　一般事業主行動計画期間とトライくるみん認定・くるみん認定に基づく加点対象期間



（3）障害者雇用の評価

港区では、障害者の雇用を促進するため、「障害者雇用の評価」を、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
障害者の雇用の促進等に関する法律第４３条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある場合	障害者雇用状況報告書の写し

（４）環境配慮に対する評価

区では、事業運営における環境配慮を促進するため、「環境配慮に対する評価」を、プロポーザル選考一次審査における必須加点項目としています。

ISO(国際標準化機構)14000 シリーズの 14001、一般財団法人持続性推進機構認証のエコアクション 21、一般社団法人エコステージ協会認証のエコステージ(ステージ 2 以上の認証に限る。)、特定非営利活動法人環境機構認証の KES・環境マネジメントシステム・スタンダード(ステップ 2 以上の認証に限る。）又は港区が認定する MINATO 再エネ 100 電力利用事業者の認定のうち、いずれかの認証又は認定を取得し、現在も登録をしている場合は、認定書等の写しをご提出ください。

複数について認証又は認定を受けている場合、いずれかについて評価対象とします。

（５）災害協定活動に対する評価

区では、災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

区と締結している協定書の写しをご提出ください。

５　募集方法および審査方法

（１）公募型プロポーザル方式により審査を行います。

（２）令和８年４月１日（水）に、港区公式ホームページに公募記事を掲載します。

（３）令和８年５月１５日（金）午後５時をプロポーザル参加表明書・企画提案書等の提出期限とします。締め切り後、参加表明事業者から提出された企画提案書等について審査を行い、事業候補者を決定します。

（４）審査は、第一次審査、第二次審査を行います。第一審査では、提出された企画提案書等に基づき、上記３（１）記載の評価項目等について評価をします。

なお、応募事業者が多数のときは、第一次審査で合計点数の高い２者程度を選考します。第二次審査では、事業者によるプレゼンテーションを行い、企画・提案の詳細についての説明を受けた後、本業務目的の理解度・実現性・意欲等について総合的に評価を行い、１者を選考します。

６　審査結果の公表等

（１）選考終了まで、選考委員名は公表しません。

（２）審査結果は全参加事業者に文書で通知します。

（３）第一次審査及び第二次審査の結果については、事業候補者との契約締結後、令和８年 10 月１日（木）以降に、港区公式ホームページに公表します。なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。